

令和 6 年度 人事行政の運営等の状況の公表について

町の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、「利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和 6 年度の町職員の任免、給与、勤務条件の状況などについて、その概要を公表します。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況（令和 6 年度）（単位：人）

区 分	新規採用	再 任 用	
		常 勤	短時間
事 務 職 員	7	0	19
技 術 職 員	2	0	0
技能労務職員	0	0	1

※再任用＝定年退職後などに再任用された職員（更新採用含む）

②退職の状況（令和 6 年度）

区 分	定 年	勲 奨	その他	合 計
事 務 職 員	3	1	9	13
技 術 職 員	0	0	0	0
技能労務職員	0	0	0	0

③職員数の状況

区 分	R4.4. 1	R5.4. 1	R6.4. 1
事 務 職 員	166	171	165
技 術 職 員	13	14	13
技能労務職員	14	13	13
合 計	193	198	191

※特別職・県などからの派遣職員を除く

2. 職員の給与の状況（令和 6 年度決算）

（単位：円）

会 計	給 料	職員手当等	合 計
一般会計	623,838,358	375,034,113	998,872,471
特別会計	44,632,772	37,998,838	82,631,610
合 計	668,471,130	413,032,951	1,081,504,081

※職員手当のうち退職手当負担金は除く

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00	土・日曜日

②年次休暇の状況（令和 6 年度）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
4,564 日	1,826 日	120 人	15.2 日	40.0%

※年次休暇の状況は、町長事務部局の状況

③介護休暇の取得者数… 0 人

4. 職員の休業に関する状況

①休業の種類

種類	内 容
育児休業	職員が 3 歳未満の子を養育するために、承認を受けて休業することができます。
部分休業	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができます。

②休業の取得状況

種類	令和 6 年度取得者数（人）		
	男性職員	女性職員	合計
育児休業	2	2	4
部分休業	0	2	2

5. 職員の分限および懲戒処分状況（令和 6 年度）

①分限処分 … 5 件 ②懲戒処分… 1 件

6. 職員のサービスの状況（令和 6 年度）

営利企業等従事に係る許可の状況 申請件数… 2 件

7. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

①職員研修（令和 6 年度）

区分	研修名など	受講人数
庁内研修	新規採用職員研修、人事評価研修など	175 人
庁外派遣	茨城県自治研修所（14 課程）	41 人
	稲敷地方広域市町村圏事務組合（6 課程）	22 人

②勤務成績評価の状況

職員の勤務成績、職務に必要な能力・資質などについての評価を行い、その結果を人材育成に活かし、組織全体の能率の向上を図るため、平成 27 年度から人事評価制度の勤勉手当への反映を行っており、平成 29 年度から昇給などへの反映を行っています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

①茨城県市町村職員共済組合の主な事業

事業名	内 容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に組合員とその家族に医療などの必要な給付を行う事業
年金給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に年金や一時金を給付する事業
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査など）や保養所の運営、住宅資金などの貸し付けなどの事業

②利根町が実施する健康診断実施状況（令和 6 年度）

定期健康診断受診者数…173 人

③取手地方公平委員会からの報告事項

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況… 0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況 … 0 件

問い合わせ

総務課 人事給与係 ☎ 6 8 - 2 2 1 1 （内線 3 1 5）

高齢者補聴器購入費助成金

※購入前に申請が必要です

加齢に伴う聴力の低下により他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

▼対象者

助成金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす方となります。

- ・町内に居住しており、町の住民基本台帳に記録されていること。
- ・申請日において満 65 歳以上であること。
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の規定による補装具費の支給（補聴器に係るものに限る）を受けられないこと。
- ・町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税および介護保険料の滞納がないこと。（徴収が猶予されているものを除く）

▼対象経費

助成金の対象経費は、4 月 1 日以降に認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入する補聴器および付属品に係る経費です。当該補聴器に係る診察に要する経費は対象経費に含まれません。

▼助成額

助成金の額は、対象経費の 2 分の 1（千円未満の端数切捨て）で、3 万円が上限です。

※同一申請者に対する助成金の交付は、1 回限りとなります。

▼左記の場合は助成金の交付対象とはならないのでご注意ください。

- ① 認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店以外で購入した場合
- ② 補聴器購入後に助成金の交付申請をした場合
- ③ 集音器を購入した場合
※認定補聴器専門店・認定補聴器技能者は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページから確認することができます。
- ※認定補聴器専門店とは、公益財団法人テクノエイド協会が認定補聴器専門店登録簿に登録し、かつ、認定証書を交付している補聴器販売店をいいます。
- ※認定補聴器技能者とは、公益財団法人テクノエイド協会が補聴器に関する知識および技能を習得している者として認定して付与する資格を有する者をいいます。
- ▼申請手続きの流れ
① 認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店を確認
② 認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店で補聴器の見積書を手入
③ 助成金の交付申請書を提出（補聴器購入前）
④ 町から助成金の交付決定通知書を送付
⑤ 補聴器を購入

⑥ 町へ実績報告書・助成金の交付請求書提出

⑦ 町から助成金の交付額確定・助成金を交付

▼助成金の交付申請・実績報告に必要な書類

- 交付申請時（補聴器購入前）に提出していただく書類
・利根町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）
・見積書（補聴器本体および付属品の金額ならびに販売店舗名が確認できるもの）の写し
- 実績報告時（補聴器購入後）に提出していただく書類
・利根町高齢者補聴器購入費助成金実績報告書（様式第 3 号）
・領収書（補聴器本体および付属品の金額、補聴器の購入日ならびに販売店舗名が確認できるもの。宛名は本人に限りま）の写し

助成金の申請書類は、福祉課窓口で配布しています。
また、町公式ホームページ（左記二次元コード）からダウンロードすることもできます。

▼問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎ 68・2211（内線 124）



利根町難病療養者見舞金

指定難病などにより長期にわたり治療を要し、療養を必要とする方に難病療養者見舞金を支給します。

▼見舞金の支給対象者

- ・県から、指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方
- ・利根町に住所を有する方
- （申請日の前日から起算して 6 カ月以上前から引き続き住所を有すること）
- ・申請する年において市町村民税が非課税の方

▼申請に必要なもの

- ・指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証のうち該当する受給者証の写し
- ・支給対象者もしくは保護者名義の通帳やキャッシュカードの写し

▼受付場所

役場福祉課にて随時受け付け

▼支給額・支給日

- ・支給額 12000 円／年
- ・支給日 支給決定日の翌月

※受給 2 年目以降の方には 9 月下旬から 10 月上旬ごろに現況届をお送りいたします。提出期限が 10 月末となっており、忘れずにご提出ください。なお振込は 12 月を予定しています。

▼問い合わせ

福祉課 障害福祉係
☎ 68・2211（内線 126）